大淀町生涯学習人材バンク実施要項

第1目的

住民の積極的な社会活動への意欲が高まっている今日、これに応えるため、地域住民等が選択、活用のできる大淀町生涯学習人材バンク(以下、「人材バンク」という。)を設置し、長年にわたって培った豊富な知識、経験、技能を持つ指導者、団体を登録し、学びたい人(以下、「依頼者」という。)の求めに応じて、情報を提供し地域住民の社会活動の活性化を図ることを目的とする。

第2 実施主体

大淀町教育委員会事務局 文化振興課

第3 登録の対象

町内在住の満20歳以上で、別表に掲げる分野において豊富な知識、経験、技能をもち、 地域における社会活動・奉仕活動にその能力を提供でき、指導者の身分を利用した政治活動、宗教活動、営利活動をおこなわない方、もしくはその団体(以下、「登録希望者」という。)。

第4 登 録

登録希望者は、登録申請書に所定事項を記載し、文化振興課に提出するものとする。

- (1) 登録申請の期間は、特に定めない。
- (2) 文化振興課は登録申請された内容を審査し、適正であると認められる場合は、申請者に登録済証を発行するものとする。
- (3)登録期間は、登録者が登録資格を喪失した場合、または登録抹消を申し出るまでとする。その場合登録者は、速やかに文化振興課に届けなければならない。

第5 情報の提供

登録した内容については、登録した方、登録した団体(以下、「登録者」という。)が登録申請書に記載した情報提供に関する意向に基づき情報を提供するものとする。

第6 経費の負担

登録者に対する謝金、交通費、会費等については、登録者と依頼者が交渉のうえ決めるものとする。

第7 交渉の結果報告

依頼者は、情報の提供をうけ登録者と交渉し、その結果をすみやかに文化振興課に報告するものとする。

第8 その他

この要項に定めるもののほか、人材バンクの運営に関して必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

付 則 この要項は、平成17年年6月20日より施行する。

付 則 この要項は、令和5年7月1日より施行する。